

地方行政の諸課題について

令和7年1月24日（金）
総務省自治行政局行政課

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会

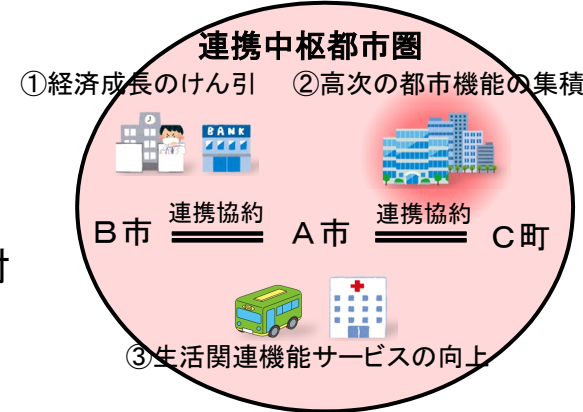
- 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理、対応のあり方の検討を行う。

1. 主な検討内容

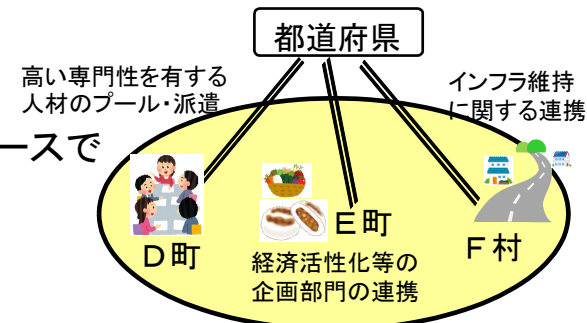
- 人口減少や東京一極集中が進む中、人材不足等の資源のひっ迫が全国でどのように生じているか整理
- 人材不足等が自治体の事務の執行にどのような課題を生じさせているのかを分析
- 介護や保育、インフラ管理など、具体的な分野ごとに、どうすれば事務処理を持続可能なものにしていけるか対応の方向性を検討
(例: デジタル技術の活用、多様な主体との連携、自治体間の水平連携、垂直補完等)
- 国・都道府県・市町村の役割分担の見直しの必要性についても検討
- 以上の対応を行った上で必要な公務人材をどのように確保していくのか方策を検討
- 地方議会議員のなり手不足等の現状・課題を整理し、対応方策を検討
- これらの検討の際に、自治体間の税財政の状況やそれに基づく行政サービスの実情・持続可能性のあり方等についても整理・検討

市町村間の水平連携イメージ

(連携中枢都市圏の場合)



都道府県による垂直補完イメージ



2. スケジュール

有識者12名で構成する研究会を令和6年11月21日に立ち上げ、概ね月に1回のペースで開催、令和7年夏頃までにとりまとめ。

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

- 大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について、幅広く議論を行う。

1. 主な検討内容

- 大都市(圏)が直面する行政課題を整理
(例:大規模災害対策、医療・介護などの行政需要への対応、都道府県と指定都市・特別区間の調整等)
- 上記の行政課題に照らして、現行の大都市に関する制度(指定都市制度、都区制度等)の制度・運用面での課題を整理
(例:都道府県と指定都市・特別区間の役割分担、調整の仕組み等)
- いわゆる「特別市」に係る論点を整理
- 大都市圏における広域的な課題への対応方策について検討
(例:市区町村間の広域連携、三大都市圏における都道府県の区域を超えた圏域単位での対応等)

2. スケジュール

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に、有識者11名で構成するワーキンググループを令和6年12月16日に立ち上げ、概ね月に1回のペースで開催、令和7年夏頃までに論点を整理。

地方公共団体における適切な価格転嫁に向けた取組について

- 2024年の春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準となったが、この流れを継続・拡大し、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させるためには、特に、企業数の99%以上、従業員数の70%近くを占める中小企業において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。
- 構造的な賃上げを実現するためには、**地方の官公需においても、適切な価格転嫁が行われることが重要。**

地方公共団体への主な依頼事項

- ・ 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な**予定価格の設定**
- ・ 最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**
- ・ 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆる**スライド条項の設定・運用による変更契約等の適切な実施**
- ・ 契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合の**契約変更の可否についての迅速かつ適切な協議**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 特に、労務費については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「指針」という。）において、**発注者として採るべき行動／求められる行動**として、「**①経営トップの関与**」、「**②発注者側からの定期的な協議の実施**」、「**③説明・資料を求める場合は公表資料とすること**」等が示されており、当該**指針を踏まえて対応する必要**。
※ 指針において、「情報サービス業」・「技術サービス業」の「受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種」に「地方公務」が挙げられている。

 令和6年9月時点で、97.3%の団体において、指針を踏まえた取組を実施。**指針を踏まえた取組が未実施の団体については、速やかに取組を行っていただきたい。**

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用

- 令和6年度補正予算に計上された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、**地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。**
-  **物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用についてもご検討いただき、地方公共団体の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図っていただきたい。**

「重点支援地方交付金」(令和6年度補正予算)を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 令和6年11月の経済対策において、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のために活用いただけることとなりました。

趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
 - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
 - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
 - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
 - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
 - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



重点支援地方交付金の活用方法

- 対象とする事業
 - ・ 地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達

- 対象とする費用
 - ・ 物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分(実質的な賃上げにつながるもの)

- 具体的な取組みのイメージ
 - ・ 公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
 - ・ 価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、円滑な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。

※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

【参考】令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー）
地方公共団体職員向けQ&A（令和 6 年12月17日内閣府地方創生推進室事務連絡）**【抜粋】**

2-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。

令和 6 年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う行政サービスや公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象とすることとしている。

例えば、地方公共団体の発注事業や入札不調の際に再入札する場合、あるいは契約変更に際しての価格転嫁分の調達価格について、実質的に賃上げにつながると認められる場合などにおいて、当該労務費に対して充当することは可能。その際には、当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求めるなどにより対応することが求められる。

また、物価高騰対応と関連するもので、地方公共団体が発注する公共施設の整備等において労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁分となる費用は施設の用途によらず対象となる。

価格交渉・価格転嫁の「企業リスト」公表について

- 政府においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者から実施してもらえたか、受注側の中小企業30万社へ調査を行い、その結果に基づき、発注企業ごとの「交渉・転嫁の状況」を公表。
- 当該調査においては、従前から調査対象となる発注者には国・地方公共団体も含まれていたが、官公需においても、適切な価格交渉、価格転嫁へ配慮することが求められていることに鑑み、令和6年9月の調査では、**調査対象となる発注者に国・地方公共団体も含む旨を明示した上で調査が実施されたところ。**

リスト掲載企業の選定基準・プロセス

- ① 中小企業30万社へのアンケート調査で、10社以上から、「主要な取引先」として選択された発注側企業をリストアップ。
※「国・地方公共団体も、発注者として回答・評価できる旨」を注記。
- ② 中小企業からの、発注企業についての回答（＝「交渉してもらえたか」、「コスト上昇分のうち、何割を転嫁してもらえたか」）を、「10点満点」で点数化。
- ③ これを発注企業ごとに合計し、その企業の平均点を出し、以下の4段階（ア、イ、ウ、エ）で評価。
ア：10点～7点以上 イ：7点未満～4点以上 ウ：4点未満～0点以上 エ：0点未満 ※ 点数が高い方が高評価。

令和6年9月調査の結果

- 令和6年9月調査の結果は、令和7年1月21日に公表されたところであるが、今回、**5都道府県**において、10社以上から「主要な取引先」として選択されたことから、「企業リスト」に掲載。



調査結果は公表されることから、**適切な価格転嫁に積極的に取り組んでいただきたい。**

（公表先：中小企業庁ホームページ）<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するもの。
- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況を調査・取りまとめを行ったところ。

調査結果の概要

※ 調査結果の全体については、参考資料参照

＜低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R6.9.30時点）＞

	導入状況		工事を除いた導入状況	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
① 低入札価格調査制度のみ	1団体（2.1%）	88団体（5.1%）	1団体（2.1%）	9団体（0.5%）
② 最低制限価格制度のみ	0団体（0.0%）	799団体（45.9%）	0団体（0.0%）	191団体（11.0%）
③ ①と②の併用	46団体（97.9%）	756団体（43.4%）	39団体（83.0%）	274団体（15.7%）
④ 未導入	0団体（0.0%）	98団体（5.6%）	7団体（14.9%）	1,267団体（72.8%）

➡ 制度を導入していない場合においては、制度の導入について検討いただきたい。また、工事等一部の請負契約について制度を導入している場合においても、制度の対象を工事以外の請負契約に拡大することについて検討いただきたい。

適正な入札及び契約の実施について①

中小企業者に配慮した入札・契約手続の運用

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和6年4月19日付け総務省通知)

- 地方公共団体における入札・契約手続の運用においては、以下の事項が盛り込まれた「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和6年4月19日閣議決定)を十分に踏まえた対応を行うよう依頼。
 - ・ 中小企業者への発注時期等の平準化
 - ・ 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定
 - ・ 最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施
受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更の申出があった場合には協議を行うものとし、その旨をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮
 - ・ 低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用
 - ・ 競争入札における適切な地域要件の設定
 - ・ 契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮することや、新商品・新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずること等による新規中小企業者への配慮
 - ・ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約等の中小石油販売業者に対する配慮
 - ・ 著作権等の知的財産の取扱い

「官公需における中小石油販売業者に対する配慮について(通知)」(令和5年4月25日付け総務省通知)

- 災害時において、警察や消防等の緊急車両への優先給油等を確保することは重要。このため、地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことが重要。
- 「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては、**災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする**こと等を十分に検討しつつ、**当該石油組合との随意契約を行うことができることが明確化**。
- 地方公共団体においても、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めるよう依頼。

「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて(通知)」(令和5年10月20日付け総務省通知)

- 官公需印刷物の入札・契約に当たり、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等の適切な活用等の対策を講ずること等により中小企業・小規模印刷事業者の受注機会の増大を図り、また、**受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等を積極的に活用**するよう依頼。

適正な入札及び契約の実施について②

公共工事の入札及び契約の適正化

「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」

(令和6年5月13日付け総務省・国土交通省通知)

- 公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向け、以下の措置を適切に講じるよう要請。
 - ・ 令和6年度より時間外労働上限規制が建設業にも適用されていることを踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期とするなどの**適正な工期の設定**
 - ・ 年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等を図るため、**施工時期を平準化**（※）
 - ・ 低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによるダンピング受注の排除
 - ・ 市場における資材や労務費等の最新の実勢価格を適切に反映させること等による適正な予定価格の設定
 - ・ 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項の設定・運用による変更契約等の適切な実施
 - ・ 地域の建設業者等の受注機会の確保 等

（※）公共工事の施工時期の平準化を図るための5つの取組

- ① **債務負担行為の活用**
 - ・ 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能。（工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能。）
 - ・ また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能。
- ② **柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）**
 - ・ 余裕期間制度を活用することで、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなり、人材や資機材の調整を行いやすくなる。
- ③ **速やかな繰越手続**
 - ・ 年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材の調整を行えるようになる。
- ④ **積算の前倒し**
 - ・ 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができる。
- ⑤ **早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）**
 - ・ 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指す。
 - ・ 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備可能。

適正な入札及び契約の実施について③

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適切な転嫁に向けた入札・契約手続の運用

「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）」

（令和5年4月28日付け総務省通知）

- ビルメンテナンス業務の公共調達について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める観点から、厚生労働省において「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正。**発注関係事務を処理するに当たって、改正後のガイドラインを十分に踏まえて適切に対応**するよう依頼。

※ ガイドラインには、予定価格の設定に当たり、最新の「建築保全業務労務単価」を活用することや、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更等が記載。

※ また、令和5年8月には、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）」（令和5年8月31日付け総務省通知）を发出し、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき、適切な価格により単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するよう依頼。

「物価高騰等を踏まえた学校給食を含む学校における食事提供等の業務の入札・契約に関する取扱いについて（通知）」

（令和5年11月10日付け総務省通知）

- 今般の物価高騰等を踏まえ、学校給食を含む学校における食事提供等の業務の入札・契約について、以下のことに適切に対処するよう依頼。

- ・ エネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定等の契約後の状況に応じた必要な契約変更
- ・ 契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合の契約変更の可否についての迅速かつ適切な協議
- ・ いわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）の設定
- ・ 需給の状況、材料及び人件費（最低賃金についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成
- ・ 低入札価格調査制度、最低制限価格制度又は総合評価落札方式の活用

「燃料油価格激変緩和補助金の補助率の段階的な縮小に伴う適切な入札価格の設定に向けた取組について（通知）」

（令和6年11月29日付け総務省通知）

- 令和3年12月から実施されている燃料油価格激変緩和事業により、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円／L程度に小売価格が抑制されてきたが、令和6年12月19日から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、補助率を縮小していくこととされたことから、各地方公共団体が燃料販売業者等から調達する場合の取引価格も、徐々に上昇する見込み。
- このため、燃料調達を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るよう依頼。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）について

（１）指定管理者と指定納付受託者について

※法令改正に係るものを除く。

【提案内容】

- ・ 決済事業を有しない事業者（指定管理者等）を指定納付受託者に指定可能とすること。また、上記が困難な場合は、地方公共団体が指定管理者等から「利用料金」の徴収収納事務を受託可能とすること。
- ・ 指定管理者による施設使用料の徴収（使用料金制）において、後払い式電子決済を活用可能とすること。また、活用可能な場合は、その制度的根拠について地方公共団体に周知すること。

➡ 指定管理者が管理する施設の使用料については、**地方公共団体が決済事業者を指定納付受託者に指定するとともに、当該決済事業者が指定管理者に納付事務の一部を委託すること等により、後払式の決済手段の導入が可能。**

（２）長期継続契約（クラウドサービス）について

【提案内容】

- ・ 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約（電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等）、又は地方自治法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約（当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約）にクラウドサービスの利用契約を追加すること。また、現行法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示すること。

➡ 長期継続契約（地方自治法第234条の3）を締結することができる契約の範囲については、**クラウドサービスの利用契約も含まれる。**

（３）政府調達に関する協定について

【提案内容】

- ・ 政府調達に関する協定附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとすること。

➡ 「県報又は市報に相当するもの」（附属書Ⅲ）については、W T O 政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の**国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件（※）を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能。**

※ 当該電子調達システム等ウェブサイトが調達に関心を有する者に広く周知されていること、電子調達システム等ウェブサイト上で調達計画の公示を公衆が容易に閲覧することができること（例えば、容易に場所を見つけ、簡単に操作できる）等

入札参加資格審査申請手続の現状

① 入札参加資格審査



② 入札の公告



③ 入 札



④ 契 約



⑤ 完了届・ 検 査



⑥ 請 求・ 支 払

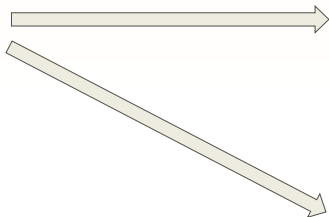
- 申請項目や申請方法については、各地方公共団体が地域の実態を踏まえて設定
- 入札への参加を希望する事業者が各団体に申請

現 状

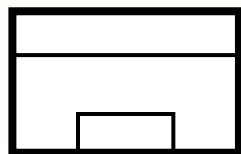
< 事業者 >



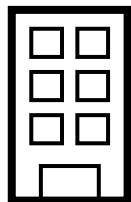
入札参加資格審査申請



< A 県 >



< B 市 >



- 有効期間 : **2 年**
- 申請時期 : **10 月** ~ 12 月 ・ **定期申請** のみ
- 申請方法 : **郵送**、フラットファイルの色、綴り方 …
- 申請項目 : 事業者の名称、所在地、… 契約実績、ISO認証取得 …
- 有効期間 : **3 年**
- 申請時期 : **12 月** ~ 2 月 ・ 定期申請 + **随時申請**
- 申請方法 : **申請システム**
- 申請項目 : 商号又は名称、本社住所、… 地域貢献活動、防災協定 …

各団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、
申請項目や申請方法は地方公共団体ごとに多様となっている。

(参考) 経済団体からの要望

(新経済連盟、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、日本商工会議所からヒアリング)

- 地方公共団体ごとに異なる**申請項目や必要書類を共通化**すること
- 署名や押印を見直すとともに、電子申請システム等を整備し、手続を**デジタル完結**できるようにすること
- 単一の電子申請プラットフォームから申請等を行えるようにすること(**ワンスオンリー化**)

※ 全国商工会連合会や全国中小企業団体中央会からは、デジタル化によって、**地域の小規模事業者が調達から排除されることのないようにすべきとの意見や、**
地方自治の観点から、**地方公共団体ごとの評価・加点要素を残すことが重要との意見もある。**

○ 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（抄）（事項名：地方公共団体の調達関連手続のデジタル化）

規制改革の内容	実施時期
a 総務省は、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、地方公共団体における「物品・役務」の入札参加資格審査に係る申請手続（申請項目、必要書類及び申請方法（資格の有効期間、申請時期、受付期間等））に関し、事業者の負担を従前よりも増加させないことや、地方公共団体が地域の実情に応じた契約の適正な履行を引き続き確保できるようにすること等に留意しつつ、全ての地方公共団体について共通化することとし、当該共通化の具体的内容について（略）検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	a: 令和6年度結論、令和7年度から各地方公共団体のシステム更改時期その他必要な経過措置期間までに措置
b 総務省は、（略）地方公共団体や事業者から意見を聴いた上で、事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組みを検討し、結論を得る。	b: 令和6年度結論
c 総務省は、デジタル庁と連携し、（略）地方公共団体や事業者から意見を聴きつつ、（略）まずは入札参加資格審査申請について、デジタル完結及び全国的なワンストップの実現可能性を検討した上で、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討し、可能な限り早期に結論を得次第、結論に応じて実現時期について地方公共団体と協議する等、必要な措置を講ずる。	c: 令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置
d 総務省は、入札参加資格に係る手続の見直し及び広域又は全国的な共通システムの整備に係る必要な措置を講ずるに当たり、入札参加資格を取得できない等の不利益が中小企業・小規模事業者に生じないようにするとともに、地方公共団体における入札参加資格審査の事務の円滑な処理に支障が生じないよう、当該措置に関して必要な事項について十分な期間を設けた上で、適切に周知する。	d: a,b,cそれぞれの措置と併せて措置

○ 共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について（令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会）（抄）

I デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

1 入札参加資格審査システム

(2) 選定の理由

現在、事業者が地方自治体の入札参加資格を得るためには、地方自治体に入札参加資格審査の申請を行うために来庁し、申請を紙により提出する必要がある地方自治体が多い。

一部の地方自治体では、電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならず、煩雑となっている。

入札参加資格審査の業務のためにシステムを導入し、電子申請を行えるようにすることは、事業者にとって来庁等の手間の削減に資するとともに、地方自治体にとっても審査業務の効率化に資するものである。

入札参加資格審査の業務は、審査基準については各地方自治体が地域の実情に応じて工夫をする場合があるが、業務自体は共通的なものであり、また、入札参加資格の申請のための項目については、総務省において標準仕様を示すなど、一定の進捗がある。このような状況を踏まえ、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、入札参加資格審査システムを共通化の対象候補とする。（略）

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
 - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
 - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。

※ まずは、「物品・役務等」の入札参加資格審査から検討。

検討会の構成

メンバー

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府（規制改革推進室）、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について具体的な検討を行うため、部会を開催する。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

（開催状況）
令和6年3月以降、2回開催



項目・申請方法等 検討部会

調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的に検討

（開催状況） 令和6年5月以降、9回開催
（意見照会） 令和6年6月以降、5回実施



システム検討部会

調達関連手続のデジタル化に関し具体的に検討

（開催状況） 令和6年7月以降、3回開催

地方議員の議員報酬に関する最高裁判決について

- 選挙犯罪により当選無効となった市会議員の議員報酬等について、市が返還を求めた事案において、最高裁判所は全額の返還を命じた(R5.12.12判決)。

【事案の概要(R5.12.12最高裁判所第三小法廷判決)】

- 公職選挙法第251条(当選人の選挙犯罪による当選無効)により当選無効となり、市会議員の職を失った当選人に対して、市が議員報酬等相当額等の不当利得の返還を求めたもの。
⇒ 最高裁は、市の請求を全部認容し、当該当選人に対して全額の返還を命じた。

＜判決抜粋＞

議員の選挙における当選人がその選挙に関し公職選挙法251条所定の罪を犯して刑に処せられた場合には、当該当選人は、自ら民主主義の根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害したものであるべきであり、同条は、このような点に鑑み、上記の場合における当選の効力を遡って失わせることとしているものと解される。このことからすれば、同条の規定により遡って市会議員の職を失った当選人が市会議員として活動を行っていたとしても、それは上告人(注：市)との関係で価値を有しないものと評価せざるを得ない。

- 昭和26年行政実例等では、当選無効により失職した議員が提供した勤務により受けた地方公共団体の利益と、地方公共団体が支給した報酬その他の給付を受けた当該失職議員の利益は、一般的には均衡しているとみられるのが通常であり、その場合は、不当利得返還請求権も生じない等の見解を示していた。

- ・ 昭和26年8月20日付地自行発第227号 鹿児島県総務部長宛行政課長回答
- ・ 昭和41年5月20日付自治行第65号 鳥取県総務部長宛行政課長回答
- ・ 昭和41年5月23日付自治行第67号 青森県総務部長宛行政課長回答

参考 行政実例

○ 昭和26年8月20日付地自行発第227号 鹿児島県総務部長宛行政課長回答

問 昭和22年4月選出のA県議会議員が選挙法違反のため当選直後刑事訴訟の訴追を受け第1審で有罪判決、更に被告人控訴の申立をし福岡高等裁判所宮崎支部で「衆議院議員選挙法第112条第1項第1号及び第3号に該当するゆえをもつて罰金2,000円に処す。(略)」との要旨の判決を受けた。そして被告人は更に最高裁判所に上告したところ、昭和26年2月26日「上告を棄却する。高等裁判所の判決どおり。」の要旨の判決を受けた。この場合、同法第136条によりA県議の当選は無効となるが、

- 一 (略)
- 二 A県議が最高裁判決を受けるまでの間、受けた報酬その他の諸手当(費用弁償を含む。)は不当利得として返還を請求すべきかどうか。
- 三 (略)

- 答一 (略)
- 二 返還請求をすることはできない。
 - 三 (略)

○ 昭和41年5月20日付自治行第65号 鳥取県総務部長宛行政課長回答

問 議員が公職選挙法第251条の規定により当選無効となり失職した場合には、当選の日から判決確定の日までの間提供した役務に対する反対給付の支給等に関し次のことにつきご教示下さい。(略)

答一ないし六 当選無効により失職した議員が提供した勤務により受けた地方公共団体の利益と、地方公共団体が支給した報酬その他の給付を受けた当該失職議員の利益との間に差があると認められる場合には、その限度において、不当利得返還請求権を有することになる。しかし、一般的には、その勤務と給付は均衡しているとみられるのが通常であり、その場合は、不当利得返還請求権も生じないことになる。不当利得返還請求権が生じない場合においては、予算措置を講ずる必要はない。

○ 昭和41年5月23日付自治行第67号 青森県総務部長宛行政課長回答

問 A市の議員甲が公職選挙法第129条並びに同法第138条第1項違反に問われ、昭和40年10月19日最高裁決定があり、昭和40年10月26日当選無効の判決が確定し、当選の日(昭和38年5月1日)に遡及して失職した。なお、同法第254条の規定に基づく通知は昭和40年11月12日にA市が受付けた。この場合、議員甲が提供した役務の反対給付を支給できる期間について下記のように解して差支えないか。

昭和40年10月27日から同年11月12日までの反対給付については、たとえ甲議員が議員としての活動をした場合であつても、その期間の役務の反対給付は支給することができない。

答 お見込みのとおり。

総務省自治大学校研修「監査・内部統制専門課程」

< 総務省自治行政局 >

監査・内部統制の知識・能力の向上を図る

総務省自治大学校研修 『 監査・内部統制専門課程 』

実践的かつ最新の情報を収集、すぐに活かせる実務能力の向上を図る

- ◆ 自治体の監査や内部統制部門を担う実務のエキスパートを養成
- ◆ 理論や制度の知識の修得に加え、実際の監査資料や決算書等を使用した演習等により、実践的な能力の向上を目指します。

【令和7年度スケジュール】

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ◎ 推薦受付期間 | 令和7年10月14日(火)～10月24日(金) |
| ◎ 宿泊研修 | 令和8年1月16日(金)～2月26日(木) |
| ◎ 事後研修会（希望者対象） | 令和8年10月30日(金) |

この研修の特徴

- ◇ 地方自治制度や地方公務員制度などの基礎的な知識と、監査・内部統制の理論、財務会計制度などの知識を体系的に修得（一部eラーニング活用）
- ◇ 実際の監査資料や決算書等を使用した**実践的な演習**の実施
- ◇ 地方自治法施行令に基づく指定研修に位置づけられ、修了者を**自治体監査実務指導者**に認定、外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要経験年数を10年以上から5年以上に短縮

都道府県・市区町村の職員の皆様へのご周知
と積極的な受講をよろしく申し上げます。

◆地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（外部監査契約を締結できる者）

第七十四条の四十九の二十一 地方自治法第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二(略)

三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

◆地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（外部監査契約を締結できる者）

第七十四条の四十九の二十一 地方自治法第二百五十二条の二十八第一項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる期間を通算した期間が十年以上になる者又は会計検査、監査若しくは財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定した研修を修了した者で次に掲げる期間を通算した期間が五年以上になるものとする。

一～六(略)

参考資料

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

※ 令和6年9月時点 (単位：団体数)

団体区分	1. 市区町村への指針の周知			2. 庁内における指針の周知・共有			
	①周知を行った	②周知の方法		①周知を行った	②周知・共有の方法		
		i 指針の送付	ii 説明会の開催		i 指針の送付・供覧等	ii 説明会や調達担当者会議の開催等	iii その他
都道府県	47	45	7	47	46	1	2
	100.0%	95.7%	14.9%	100.0%	97.9%	2.1%	4.3%
市区町村				1,699	1,637	45	35
				97.6%	94.0%	2.6%	2.0%
合計	47	45	7	1,746	1,683	46	37
	100.0%	95.7%	14.9%	97.7%	94.1%	2.6%	2.1%

団体区分	3. 指針を踏まえた取組その他の労務費の適切な転嫁に関する取組						
	①取組を行った	②具体的な取組内容					
		i 組織的関与（※1）	ii 運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備（※2）	iii 労務費の適切な転嫁に関する庁内の会議の開催、部局内の周知等	iv 最低賃金額・各種労務単価等の改定や労務費の変動等に応じた庁内への必要な契約変更の呼びかけ等	v 経済団体等との労務費の適切な転嫁に向けた取組に関する会議の開催、覚書・協定の締結等	vi その他
都道府県	47	17	19	27	30	20	16
	100.0%	36.2%	40.4%	57.4%	63.8%	42.6%	34.0%
市区町村	1,692	253	266	1,238	795	46	122
	97.2%	14.5%	15.3%	71.1%	45.7%	2.6%	7.0%
合計	1,739	270	285	1,265	825	66	138
	97.3%	15.1%	15.9%	70.7%	46.1%	3.7%	7.7%

(※1) 組織的関与とは、
①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で庁内・庁外に示すこと
③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと 等をいう。

(※2) 労務費の適切な転嫁のための行動に関する内容を含む運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備をいい、例えば、
①受注者との定期的な協議の実施 ②労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は公表資料とすること
③サプライチェーン全体での適切な価格転嫁とするための適正な価格設定
④受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合に協議のテーブルにつくこと
⑤受注者都の協議において、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること 等をいう。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

◆都道府県・指定都市における労務費の適切な転嫁に関する具体的な取組内容

① 組織的関与

- 予算編成方針に実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすることを記載。
- 公共工事及び建設コンサルタント業務において、国土交通省が示した新労務単価を踏まえ、**労務単価の早期改定を実施**するとともに、**関係業界団体に対し首長名で対応を通知**。
- 物価高騰に伴い委託料等の経費の増加に適切に対応できるよう、**裁量的経常経費のシーリングを緩和**。
- 労務単価の上昇に対し、受発注者間で協議し変更契約を行う場合、**下請業者との契約に反映させることを条件**としている。

② 運用基準、マニュアル、ガイドライン等の整備

- 公共工事及び建設コンサルタント業務におけるインフレスライド条項の運用の整備及び適用の周知。
- **中小企業に対する発注拡大に関する方針等を策定**し、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を見直す必要があるか否かについて検討**することを記載。
- 契約事務における実勢を踏まえた適切な積算方法について、職員向け手引きを整備。

③ 労務費の適切な転嫁に関する庁内の会議の開催、部局内の周知等

- 各部局の契約担当者や経理担当者が集まる会議において、指針を踏まえた対応を行うよう周知。
- 県内における最低賃金額の改定額を反映した額等の最新の**実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適正な価格で発注するよう部局長から庁内へ周知**。
- 複数年にわたる労働集約型の業務委託契約について、労務費の上昇分について**契約額の増額変更を行うよう庁内に周知**。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取組状況に関する調査結果

④ 最低賃金額・各種労務単価等の改定や労務費の変動等に応じた庁内への必要な契約変更の呼びかけ等

- 商工担当部局から各部局主管課長に対し、役務及び工事等の発注にあたり、受注者が労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮を依頼。
- 国において改定された公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価及び建築保全業務労務単価の改定に伴う**契約変更手続きについて庁内へ周知**。
- 業務委託に係る**庁内標準契約書**において最低賃金法の遵守を明記しており、また、業務完了時には最低賃金法の**遵守確認を含めた報告書の提出**を求めている。

⑤ 経済団体等との労務費の適切な転嫁に向けた取組に関する会議の開催、覚書・協定の締結等

- 経済団体、金融機関等との間で、価格転嫁・賃上げの機運醸成や賃上げに関する支援策の周知等を連携して実施することなどを盛り込んだ**共同宣言・共同メッセージ**を採択。
- **地方版政労使会議の開催**し、労務費の適切な転嫁に向けた意見交換等を実施。
- 自団体が発注する建設工事におけるインフレスライドの運用マニュアルについて、**建設業協会に対して説明会**を実施。
- 企業を対象とした**価格交渉促進セミナー**での指針の周知。

⑥ その他の取組

- 自団体の契約に関し適正な労働条件を確保するため「**県が締結する契約に関する条例**」を制定。また、当該条例に基づき、特定の契約の受注者に対し、**賃金支払状況等の調査**を実施。
- 中小企業診断協会に委託し、県内事業者向けに**価格交渉のノウハウ獲得に向けた伴走型支援**（中小企業診断士による価格交渉における課題の洗い出しや改善策の提示など）**を実施**。
- **金融機関の行員を「価格転嫁サポーター」に認定**して、国や都道府県の支援策の周知や企業の意見・好事例を行政に提供する取組を実施。
- 企業の適切な価格転嫁を支援するため、「**価格交渉支援ツール**」（主要な原材料価格の推移を示す資料の作成支援ソフト）及び「**収支計画シミュレーター**」（適切な価格転嫁をしない場合の収益への影響の分析ソフト）**を提供**。
- 物価高騰によるコストの上昇分を適切に価格転嫁できるよう「**取引価格適正化に関するサポート窓口**」を設置。

2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年4月～2024年9月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される発注企業数は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：2024年3月調査：**46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：**36,102社**（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

リスト掲載企業の選定基準・プロセス

1. 中小企業へのアンケート調査（30万社）で、**10社以上（※）の中小企業**から、「主要な取引先」として選択された**発注側企業を全て**、リストアップする。

（※）「**一定数以上**の下請中小からの評価」として、結果の**信頼性・納得性**を確保。

なお、今回は、「**国（省庁）・自治体も、発注者として回答・評価できる旨**」を注記。

2. 中小企業からの、発注企業についての回答（＝「**交渉**してもらえたか」、「コスト上昇分のうち、**何割を転嫁**してもらえたか」）を、**「10点満点」で点数化**。

3. これを**発注企業ごとに**合計し、その企業の平均点を出し、以下の**4段階（ア、イ、ウ、エ）で評価**。

ア：10点～7点以上 イ：7点未満～4点以上 ウ：4点未満～0点以上 エ：0点未満

(参考) 価格交渉・価格転嫁についての回答と点数

1. 価格交渉についての回答と点数

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、 価格交渉が行われた。	10点
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、 価格交渉が行われた。	8点
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの 申し入れを辞退した。	10点
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、 交渉を申し出なかった。	計算対象外
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの 申し入れを辞退した。	10点
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、 交渉を申し出なかった。	計算対象外
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	5点
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	-5点
⑨	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの 申し入れを辞退した。	計算対象外
⑩	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、 交渉を申し出なかった。	計算対象外
⑪	入札方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの 申し入れを辞退した。	計算対象外
⑫	入札方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、 交渉を申し出なかった。	計算対象外
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	-10点

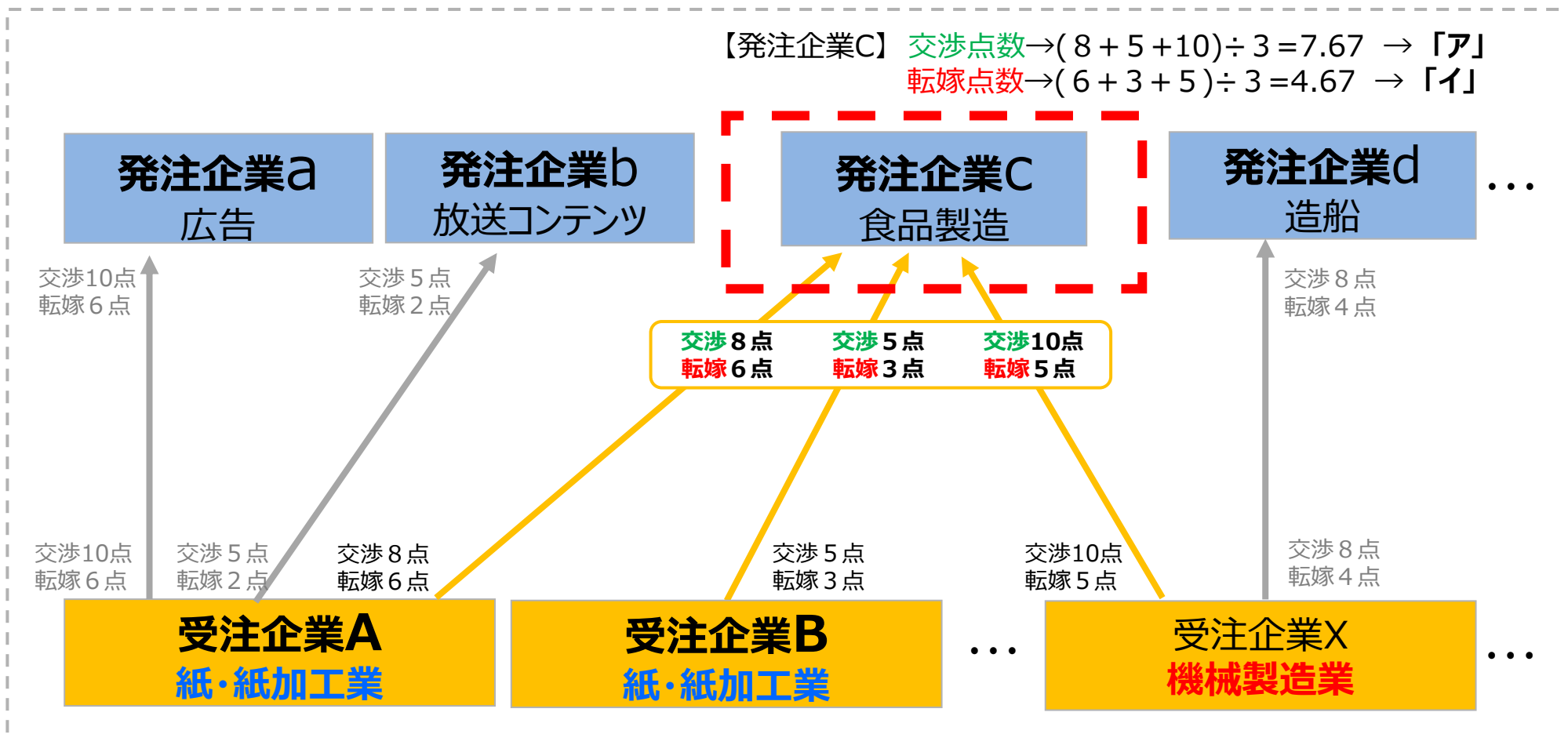
2. 価格転嫁についての回答と点数

①	10割転嫁できた	10点
②	9割 "	9点
③	8割 "	8点
④	7割 "	7点
⑤	6割 "	6点
⑥	5割 "	5点
⑦	4割 "	4点
⑧	3割 "	3点
⑨	2割 "	2点
⑩	1割 "	1点
⑪	0割 (費用が上昇している中、価格据え置き)	0点
⑫	マイナス (費用が上昇している中、減額された)	-3点
⑬	価格改定不要	計算対象外
⑭	入札方式によるため価格改定なし ※交渉の回答により自動選択	計算対象外
⑮	〇〇費は支払代金に含まれない ※総コストは対象外	計算対象外

(参考) 発注企業への評価の点数化の例

- 本調査は、**受注企業**（中小企業30万社）に送付。
- その際に、「**発注企業の実名**」も必ず、回答してもらう。

(例) 発注企業Cが、様々な業種の受注企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度 に関する実態調査の結果

**令和 7 年 1 月
総務省自治行政局行政課**

① 調査の目的

地方公共団体の入札における**低入札価格調査制度**※¹及び**最低制限価格制度**※²の活用状況の実態を把握することを目的に実施。

※¹ 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としなかったことができる制度。

※² 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

② 調査の対象

全都道府県・市区町村

③ 調査の時点

令和6年9月30日時点

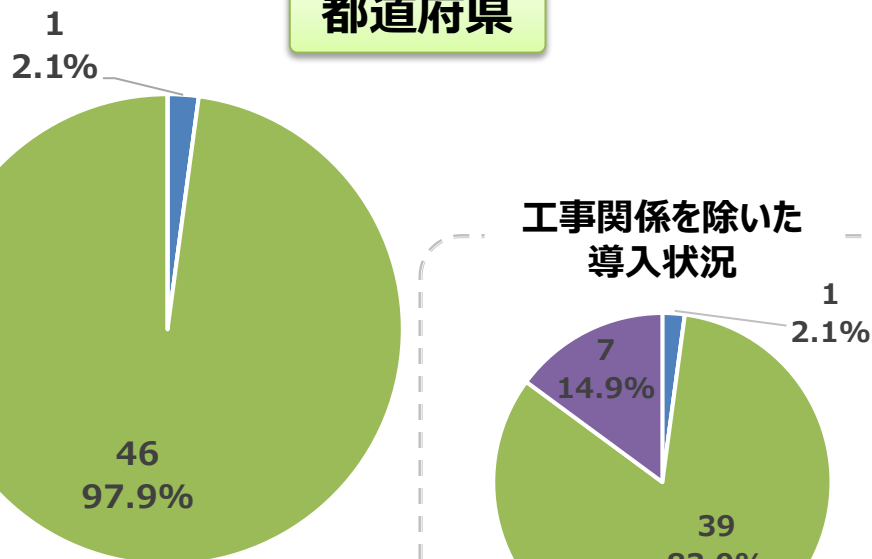
④ 調査の内容

1. 制度の導入状況
2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等
3. 低入札価格調査における調査項目
4. 制度の使い分け
5. 制度を導入していない理由
6. 契約解除となった事例

1 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

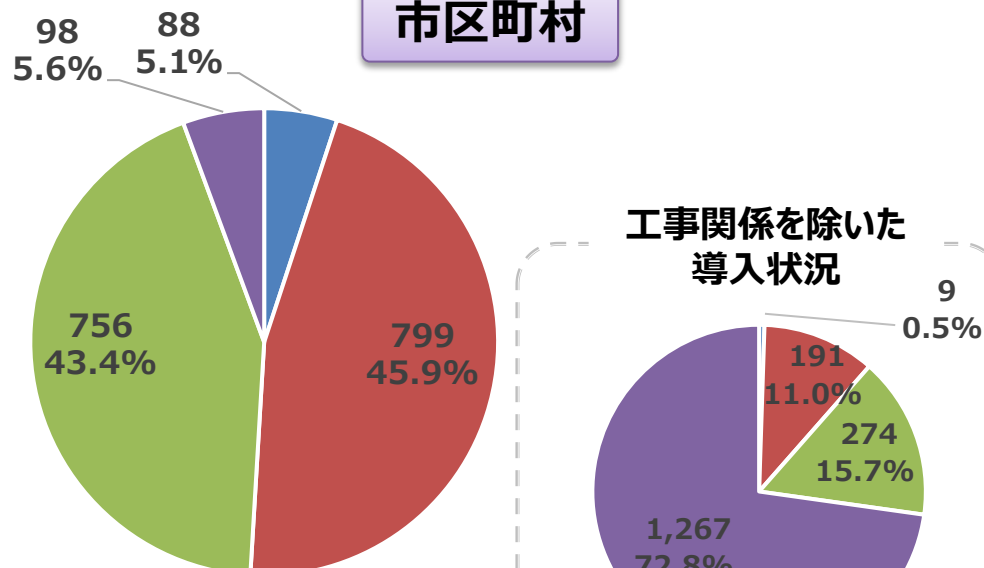
- 都道府県においては、「低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用」と回答した団体が多数であり、制度を導入していない団体はなし。
- 市区町村においては、「最低制限価格制度のみ」、「低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用」と回答した団体が多数であり、制度を導入していないと回答したのは98団体。

都道府県



■ ① 低入札価格調査制度のみ
■ ③ ①と②の併用

市区町村



■ ② 最低制限価格制度のみ
■ ④ 未導入

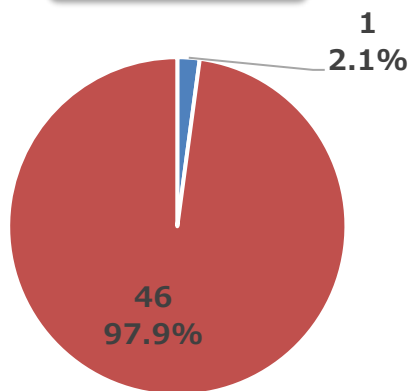
2 低入札価格調査制度を適用する請負契約の範囲

- 都道府県・市区町村ともに、「一部の請負契約」に制度を導入していると回答した団体が多数。
- 「一部の請負契約」に制度を導入していると回答した団体においては、「金額による区分と業種による区分を併用している」と回答した団体が多数。

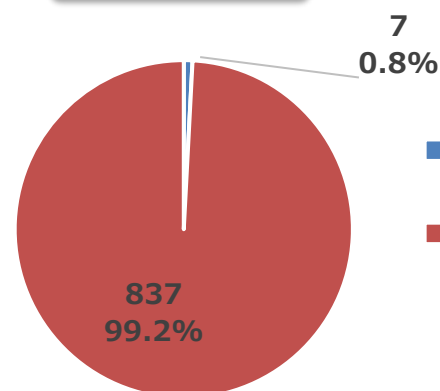
どの請負契約を
低入札価格調査制度の
対象としていますか？



都道府県

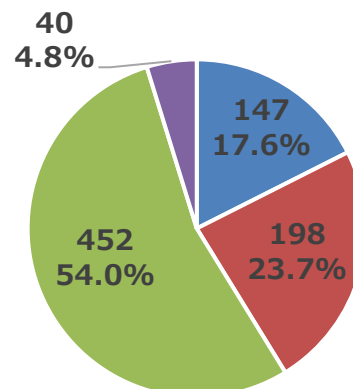
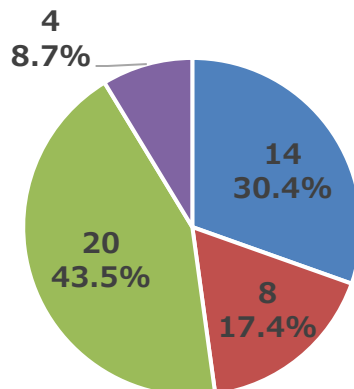


市区町村



- ① すべての請負契約
- ② 一部の請負契約

一部の請負契約に
低入札価格調査制度を
導入している場合、
どのように区分して
制度を適用していますか？



- ① 金額による区分
- ② 業種による区分
- ③ ①と②の併用
- ④ その他

1. 制度の導入状況

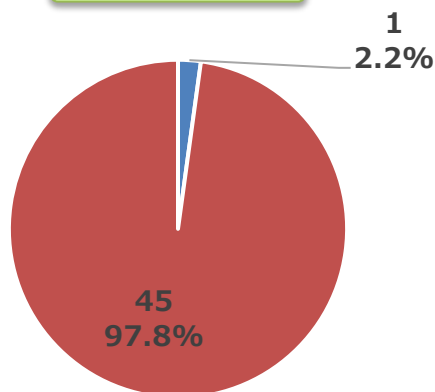
3

- 都道府県・市区町村ともに、「一部の請負契約」に制度を導入していると回答した団体が多数。
- 「一部の請負契約」に制度を導入していると回答した団体においては、「金額による区分と業種による区分を併用している」と回答した団体が多数。

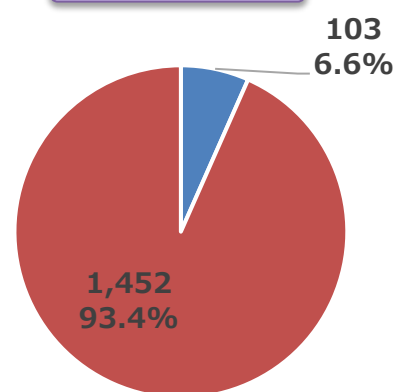
どの請負契約を
最低制限価格制度の
対象としていますか？



都道府県

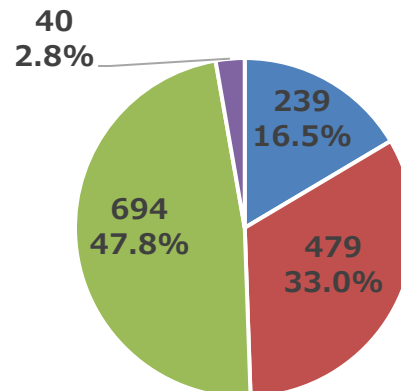
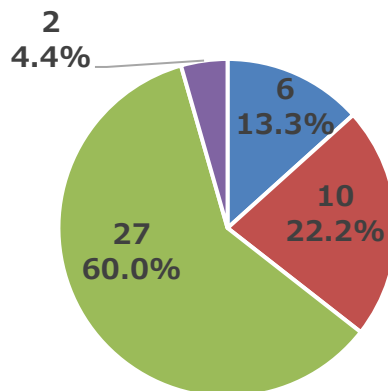


市区町村



- ① すべての請負契約
- ② 一部の請負契約

一部の請負契約に
最低制限価格制度を
導入している場合、
どのように区分して
制度を適用していますか？



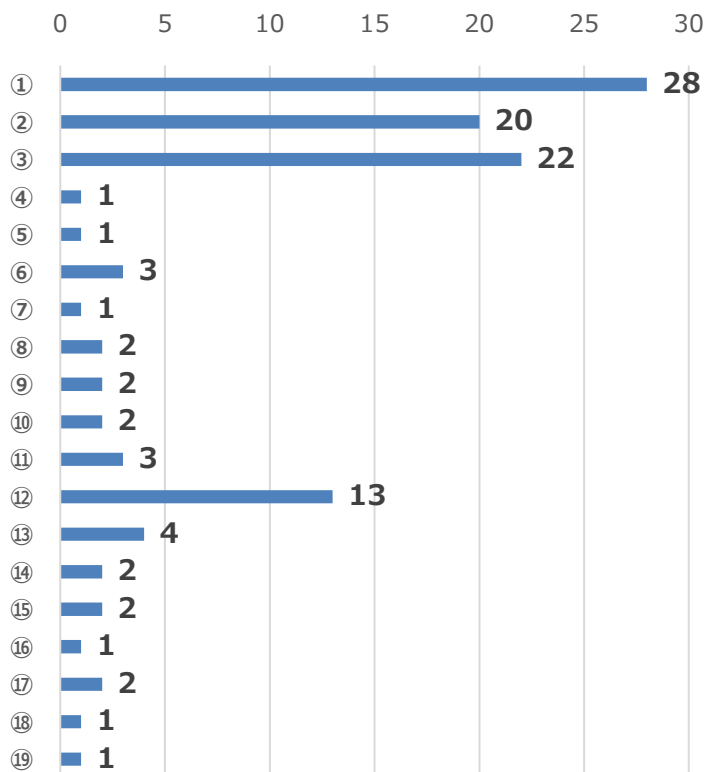
- ① 金額による区分
- ② 業種による区分
- ③ ①と②の併用
- ④ その他

1. 制度の導入状況

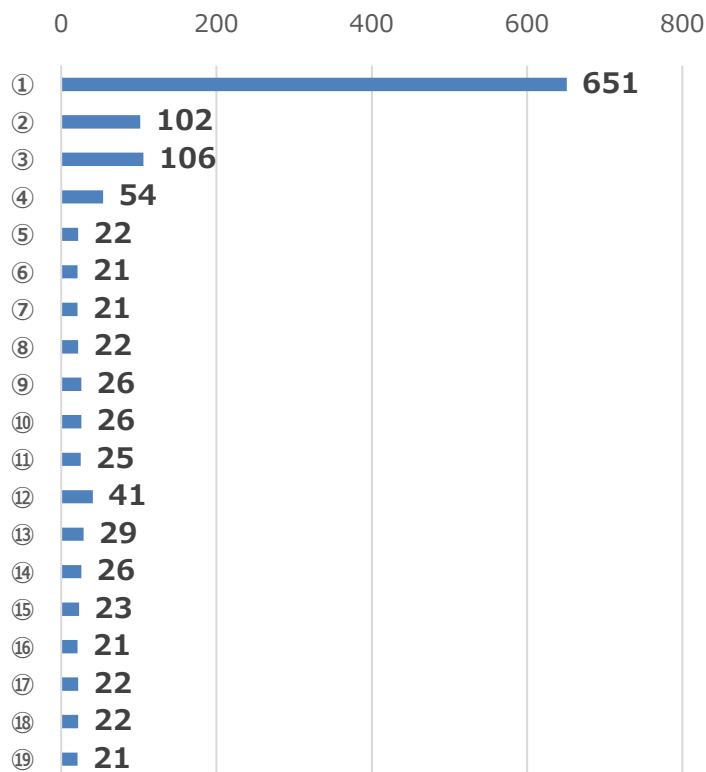
4

- 都道府県・市区町村ともに、「①工事」、「②測量・土木関係調査」、「③建築設計・土木設計・設備設計」など工事関係の請負契約において、多くの団体が制度を導入。
- 都道府県においては、「⑫清掃」などのビルメンテナンス業務において、制度を導入していると回答した団体も一定数存在。

都道府県



市区町村



【凡例】

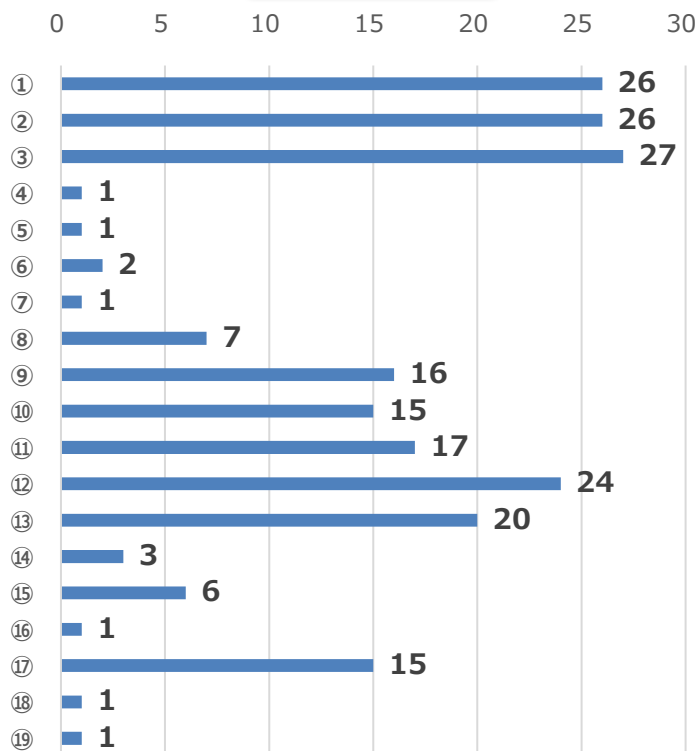
- ① 工事
- ② 測量・土木関係調査
- ③ 建築設計・土木設計・設備設計
- ④ 製造
- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）
- ⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）
- ⑧ 交通量調査・環境計測
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑩ 道路・公園等の維持管理(⑪を除く)
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑫ 清掃
- ⑬ 警備
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ 物品等の運送、保管
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ データ入力作業
- ⑲ 翻訳・通訳

1. 制度の導入状況

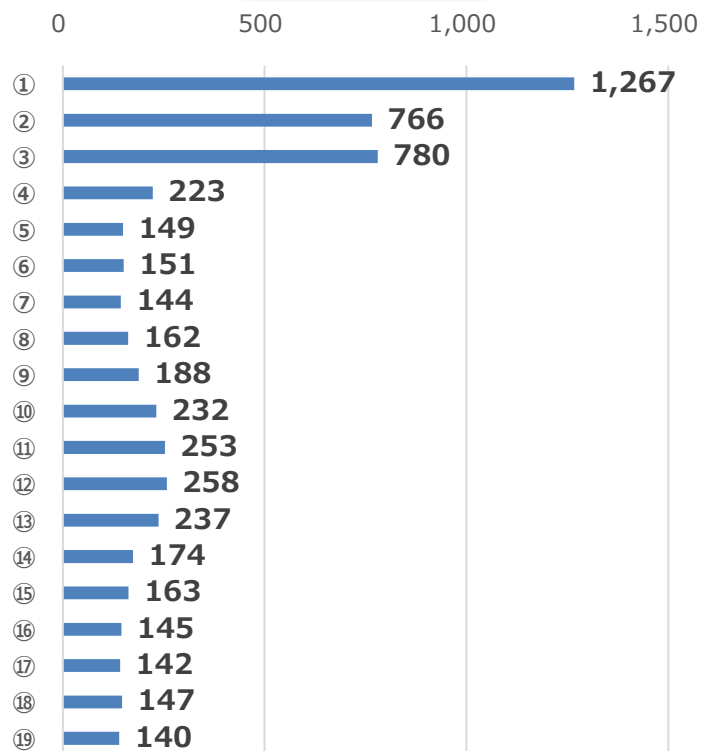
5

- 都道府県・市区町村ともに、「①工事」、「②測量・土木関係調査」、「③建築設計・土木設計・設備設計」など工事関係の請負契約において、多くの団体が制度を導入。
- 都道府県においては、「⑩道路・公園等の維持管理」、「⑪街路樹剪定・除草・伐採等」などの管理業務や、「⑫清掃」、「⑬警備」などのビルメンテナンス業務において、制度を導入していると回答した団体も一定数存在。

都道府県



市区町村



【凡例】

- ① 工事
- ② 測量・土木関係調査
- ③ 建築設計・土木設計・設備設計
- ④ 製造
- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）
- ⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）
- ⑧ 交通量調査・環境計測
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑩ 道路・公園等の維持管理(⑪を除く)
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑫ 清掃
- ⑬ 警備
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ 物品等の運送、保管
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ データ入力作業
- ⑲ 翻訳・通訳

2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

1

- 都道府県・市区町村ともに、工事関係の請負契約については、「その他」（中央公契連モデルを活用している等）と回答した団体が多数。

※「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（R4.3最終改正）において示されている基準
 （直接工事費×9.7/10 + 共通仮設費×9/10 + 現場×9/10 + 一般管理費等×6.8/10）



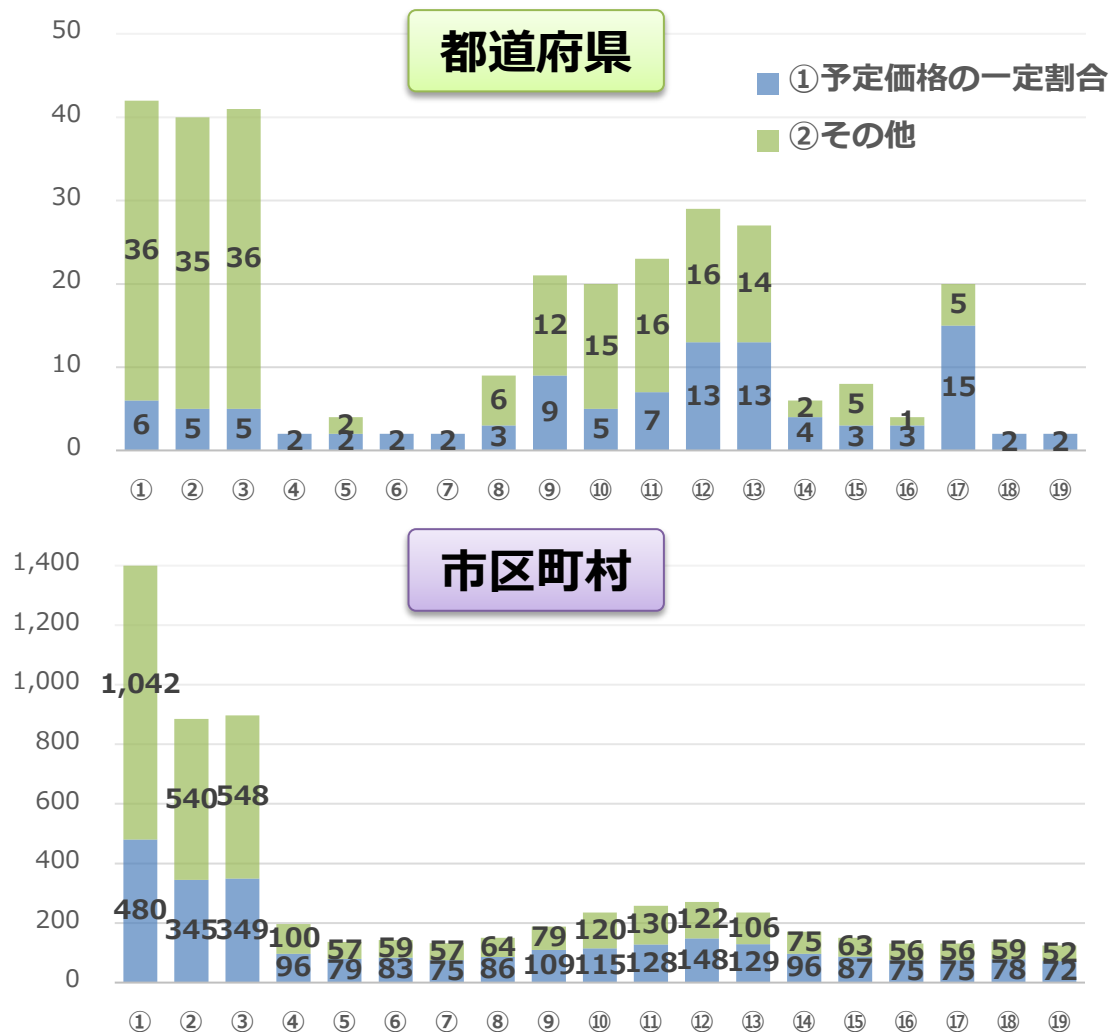
【凡例】

- ① 工事
- ② 測量・土木関係調査
- ③ 建築設計・土木設計・設備設計
- ④ 製造
- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）
- ⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）
- ⑧ 交通量調査・環境計測
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑩ 道路・公園等の維持管理(⑪を除く)
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑫ 清掃
- ⑬ 警備
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ 物品等の運送、保管
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ データ入力作業
- ⑲ 翻訳・通訳

2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

2

- 都道府県・市区町村ともに、工事関係の請負契約については、「その他」（中央公契連モデルを活用している等）と回答した団体が多数。



【凡例】

- ① 工事
- ② 測量・土木関係調査
- ③ 建築設計・土木設計・設備設計
- ④ 製造
- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）
- ⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）
- ⑧ 交通量調査・環境計測
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑩ 道路・公園等の維持管理(⑪を除く)
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑫ 清掃
- ⑬ 警備
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ 物品等の運送、保管
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ データ入力作業
- ⑲ 翻訳・通訳

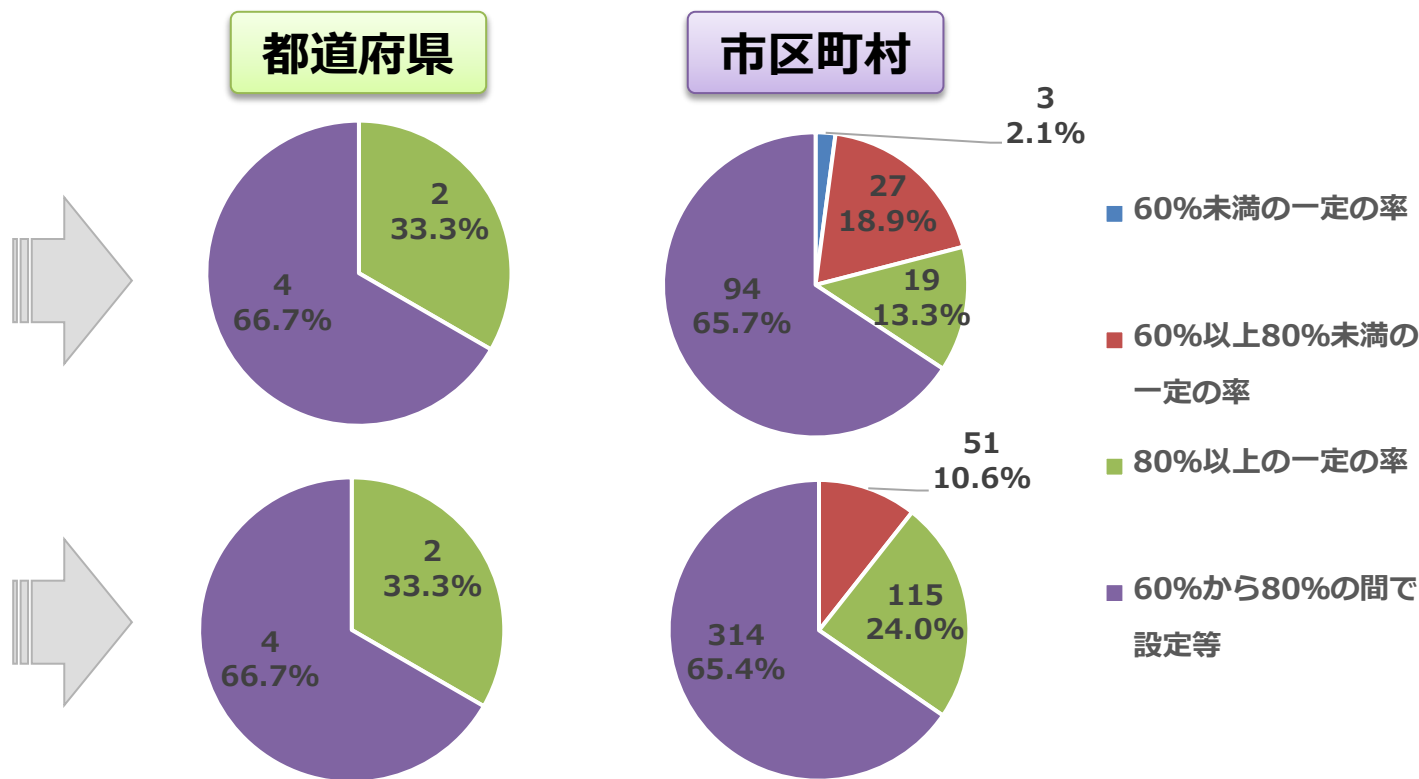
2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

3

- 都道府県・市区町村ともに、概ね、予定価格の60%以上で一定の率としている（例：80%等。一部の市区町村において60%未満に設定）場合と、一定割合の範囲内で契約内容に応じて定めている（例：60%から80%の間で設定等）場合が混在。

低入札価格調査基準を
「①予定価格の一定割合」と
している場合、具体的な定め方

最低制限価格を
「①予定価格の一定割合」と
している場合、具体的な定め方



※ ②その他の例

- ・ 工事関係の請負契約については、中央公契連モデルの計算式※を参考に設定している団体が多い。

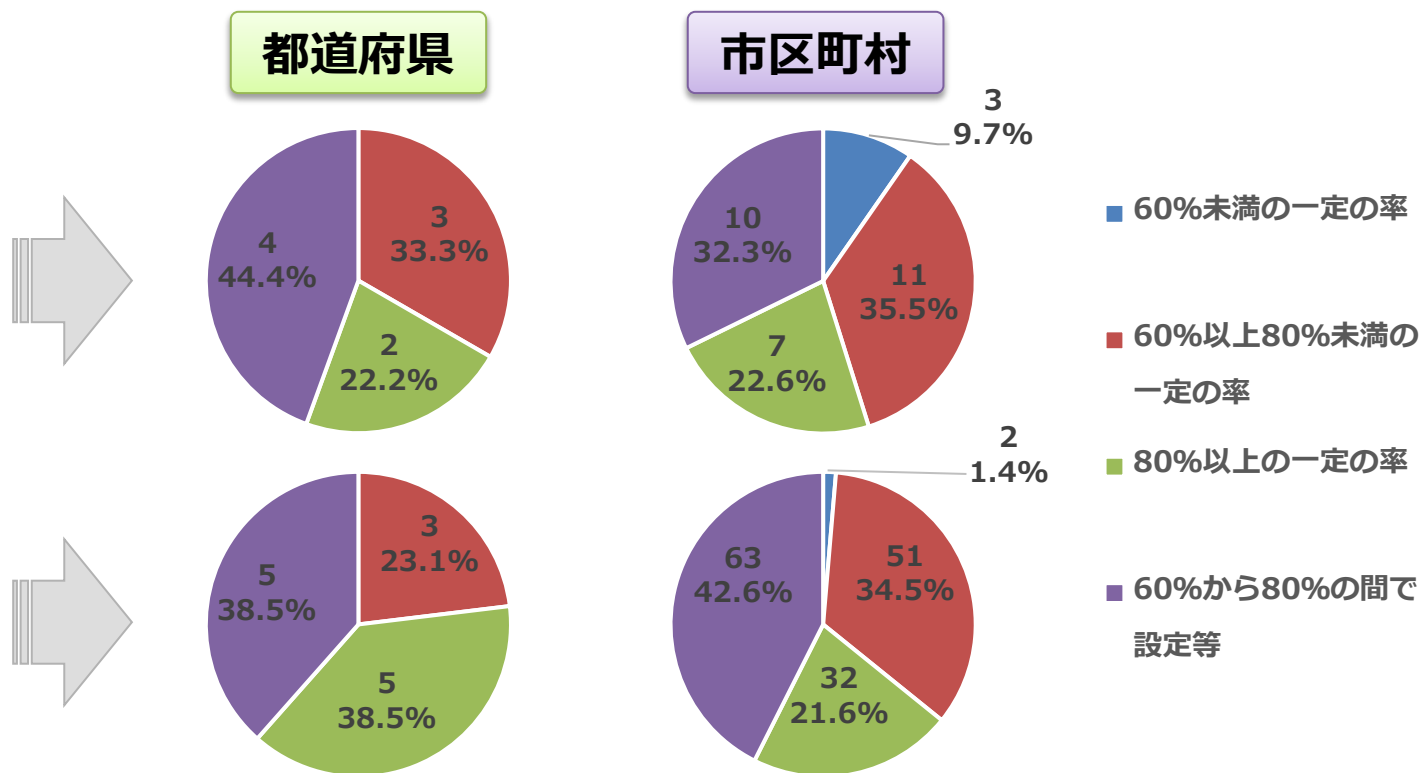
2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

4

- 都道府県・市区町村ともに、概ね、予定価格の60%以上で一定の率としている（例：80%等。一部の市区町村において60%未満に設定）場合と、一定割合の範囲内で契約内容に応じて定めている（例：60%から80%の間で設定等）場合が混在。

低入札価格調査基準を
「①予定価格の一定割合」と
している場合、具体的な定め方

最低制限価格を
「①予定価格の一定割合」と
している場合、具体的な定め方



※ ②その他の例

- ・ 「⑫清掃」など人件費の割合が高いと考えられる請負契約については、人件費には一定割合を乗じない形で定めている（例：人件費＋その他の経費×60%等）場合や、最低賃金額を下回らない形で設定。

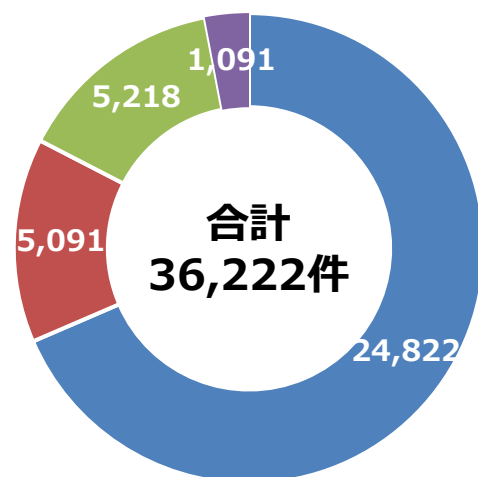
2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

5

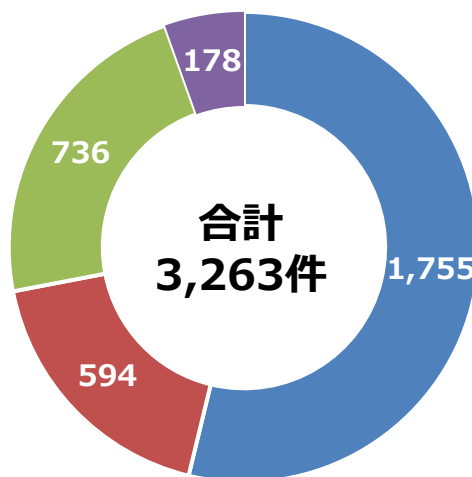
都道府県

- 都道府県において、令和5年度に低入札価格調査基準を設定した件数は36,222件、低入札価格調査を行った件数（低入札価格調査基準を下回った件数）は3,263件（9.0%）、低入札価格調査を行い失格者が生じた件数は1,142件（3.2%）。
- 工事関係以外の請負契約において、低入札価格調査基準を設定した件数は1,091件であり、全体の3.0%となっている。

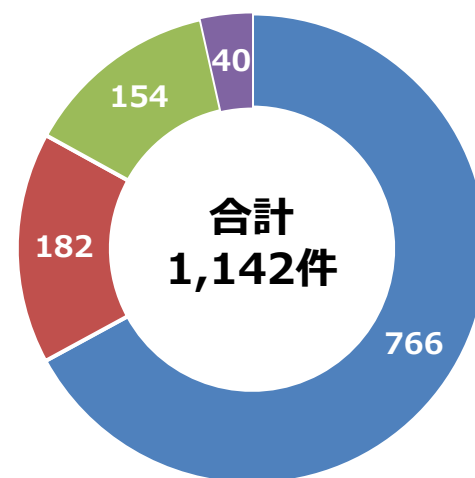
低入札価格調査基準を設定した件数



低入札価格調査を行った件数
(低入札価格調査基準を下回った件数)



低入札価格調査を行い失格者が生じた件数



■ 工事

■ 測量・土木関係調査

■ 建築設計・土木設計・設備設計

■ 工事関係以外

→ 工事関係以外の請負契約の状況については次ページ

6 低入札価格調査基準を設定した件数等【工事関係以外】

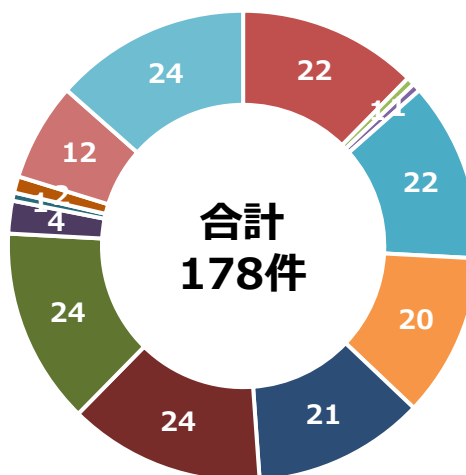
都道府県

- 工事関係以外の請負契約においては、「⑨機器・施設等の保守」、「⑩道路・公園等の維持管理」などの管理業務及び「⑰印刷物等の作成」等において、多くの失格者が生じている。

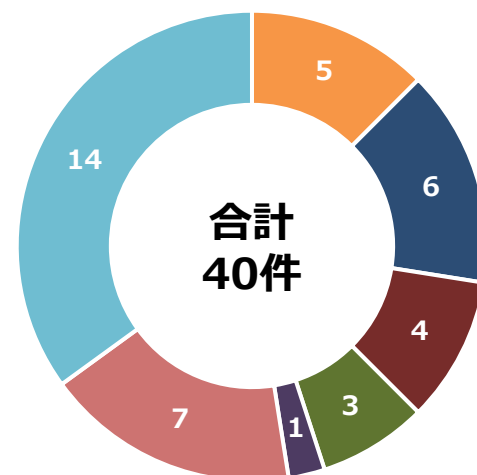
低入札価格調査基準を設定した件数



低入札価格調査を行った件数
(低入札価格調査基準を下回った件数)



低入札価格調査を行い失格者が生じた件数



- ④ 製造
- ⑦ 医療関係検査・調査 (検体検査、職員検診等)
- ⑩ 道路・公園等の維持管理
- ⑬ 警備
- ⑯ データ入力作業
- ⑱ 翻訳・通訳

- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑧ 交通量調査・環境計測等
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑲ その他

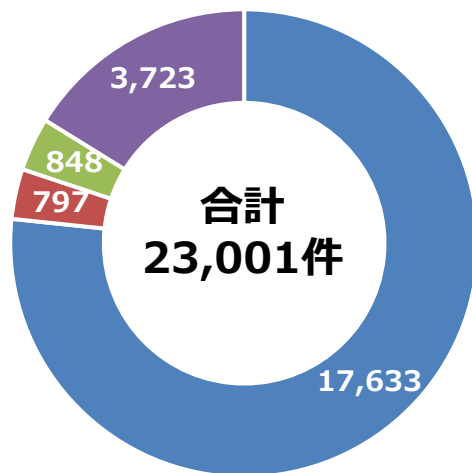
- ⑥ コンピュータ等のサービス (設計、開発、運用等)
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑫ 清掃
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ データ入力作業

2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

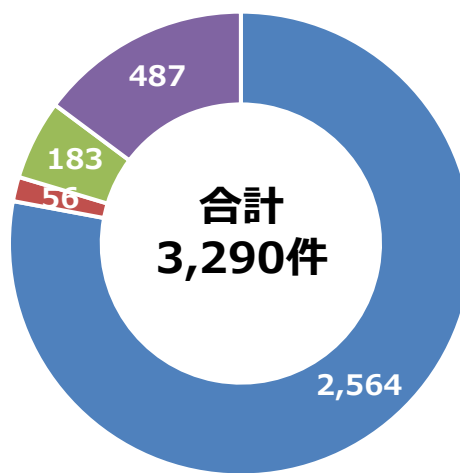
低入札価格調査基準を設定した件数等 市区町村

- 市区町村において、令和5年度に低入札価格調査基準を設定した件数は23,001件、低入札価格調査を行った件数（低入札価格調査基準を下回った件数）は3,290件（14.3%）、低入札価格調査を行い失格者が生じた件数は429件（1.9%）。
- 工事関係以外の請負契約において、低入札価格調査基準を設定した件数は3,723件であり、全体の16.2%となっている。

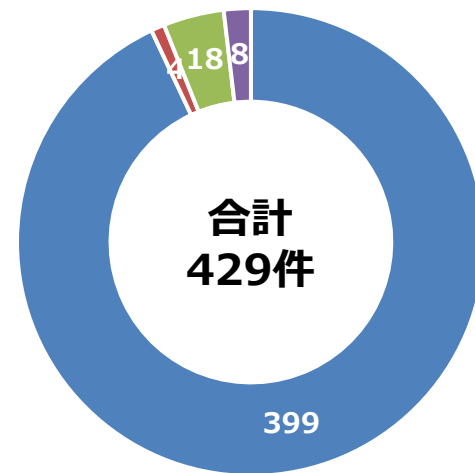
低入札価格調査基準を設定した件数



低入札価格調査を行った件数
(低入札価格調査基準を下回った件数)



低入札価格調査を行い失格者が生じた件数



■ 工事

■ 測量・土木関係調査

■ 建築設計・土木設計・設備設計

■ 工事関係以外

→ 工事関係以外の請負契約の状況については次ページ

2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

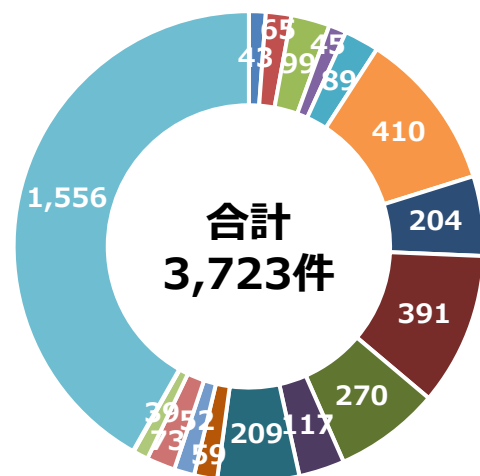
8

【工事関係以外】

市区町村

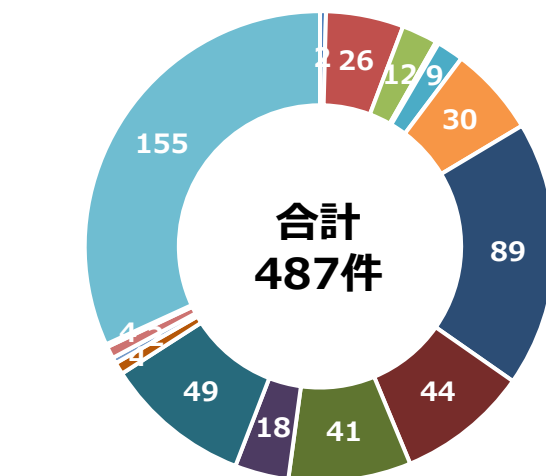
- 工事関係以外の請負契約においては、「⑤生活路線バス・通学バス等の運行」、「⑪街路樹剪定・除草・伐採等」、「⑫清掃」において、失格者が生じている。

低入札価格調査基準を
設定した件数



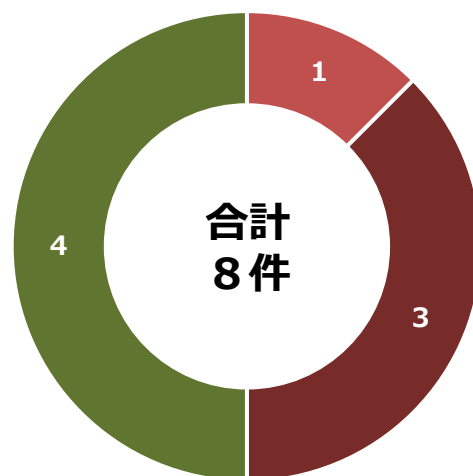
- ④ 製造
- ⑦ 医療関係検査・調査 (検体検査、職員検診等)
- ⑩ 道路・公園等の維持管理
- ⑬ 警備
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ データ入力作業
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ 翻訳・通訳

低入札価格調査を行った件数
(低入札価格調査基準を下回った件数)



- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑧ 交通量調査・環境計測等
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑱ 翻訳・通訳
- ⑲ 物品等の運送、保管
- ⑳ その他

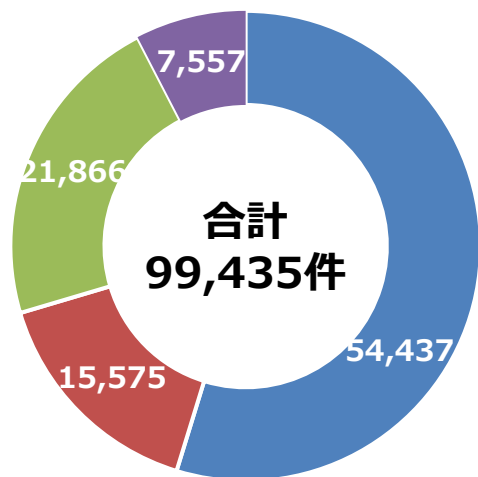
低入札価格調査を行い
失格者が生じた件数



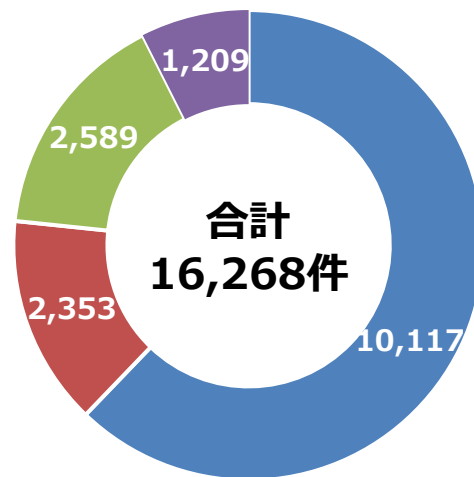
- ⑥ コンピュータ等のサービス (設計、開発、運用等)
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑫ 清掃
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ データ入力作業

- 都道府県において、令和5年度に最低制限価格を設定した件数は99,435件、最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数は16,268件（16.4%）。
- 工事関係以外の請負契約において、最低制限価格を設定した件数は7,557件であり、全体の7.6%となっている。

最低制限価格を設定した件数



最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数



■ 工事

■ 測量・土木関係調査

■ 建築設計・土木設計・設備設計

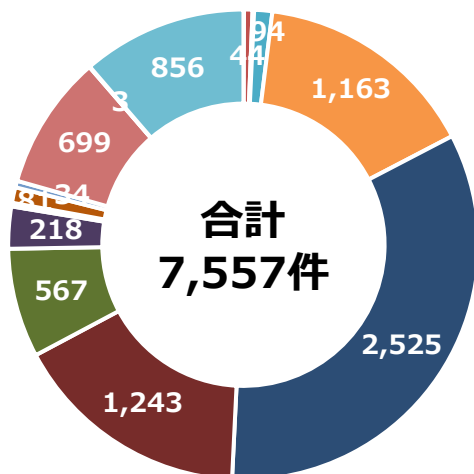
■ 工事関係以外

10 最低制限価格を設定した件数等【工事関係以外】

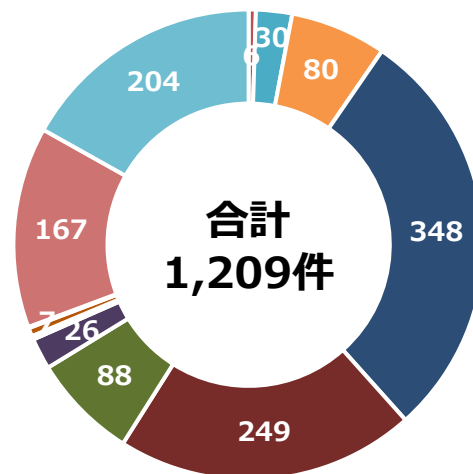
都道府県

○ 工事関係以外の請負契約においては、「⑩道路・公園等の維持管理」、「⑪街路樹剪定・除草・伐採等」などの管理業務及び「⑰印刷物等の作成」等において、多くの失格者が生じている。

最低制限価格を設定した件数



最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数



- ④ 製造
- ⑦ 医療関係検査・調査 (検体検査、職員検診等)
- ⑩ 道路・公園等の維持管理
- ⑬ 警備
- ⑯ データ入力作業
- ⑱ 翻訳・通訳

- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑧ 交通量調査・環境計測等
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑲ その他

- ⑥ コンピュータ等のサービス (設計、開発、運用等)
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑫ 清掃
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ データ入力作業

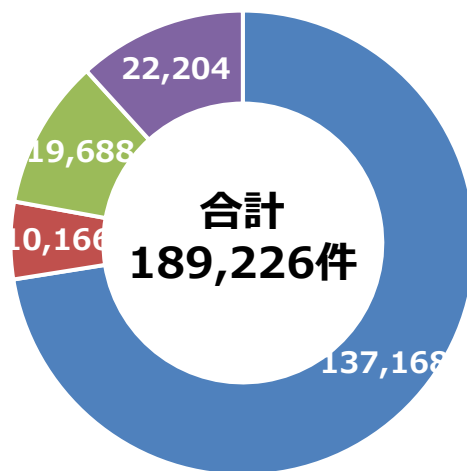
2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

11

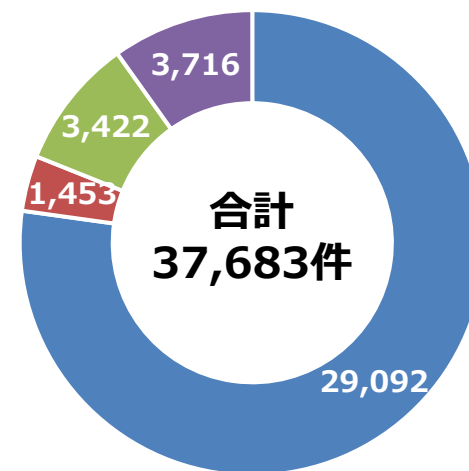
市区町村

- 市区町村において、令和5年度に最低制限価格を設定した件数は189,226件、最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数は37,683件（19.9%）。
- 工事関係以外の請負契約において、最低制限価格を設定した件数は22,204件であり、全体の11.7%となっている。

最低制限価格を設定した件数



最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数



■ 工事

■ 測量・土木関係調査

■ 建築設計・土木設計・設備設計

■ 工事関係以外

→ 工事関係以外の請負契約の状況については次ページ

2. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法等

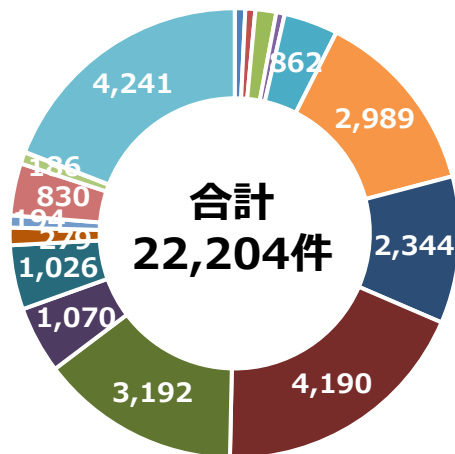
12

【工事関係以外】

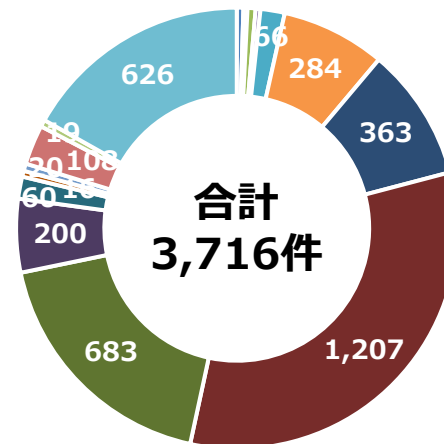
市区町村

- 工事関係以外の請負契約においては、「⑪街路樹剪定・除草・伐採等」などの管理業務や「⑫清掃」などのビルメンテナンス業務等において、多くの失格者が生じている。

最低制限価格を設定した件数



最低制限価格未満の入札により失格者が生じた件数



- ④ 製造
- ⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）
- ⑩ 道路・公園等の維持管理
- ⑬ 警備
- ⑯ データ入力作業
- ⑱ 翻訳・通訳

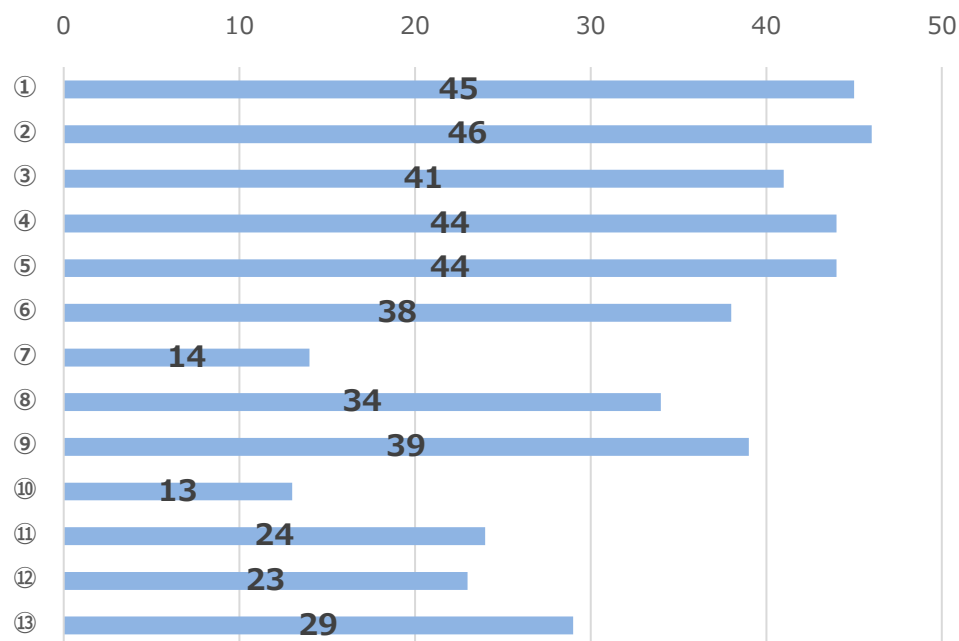
- ⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行
- ⑧ 交通量調査・環境計測等
- ⑪ 街路樹剪定・除草・伐採等
- ⑭ 廃棄物処理
- ⑰ 印刷物等の作成
- ⑲ その他

- ⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）
- ⑨ 機器・施設等の保守
- ⑫ 清掃
- ⑮ 給食の提供
- ⑯ データ入力作業

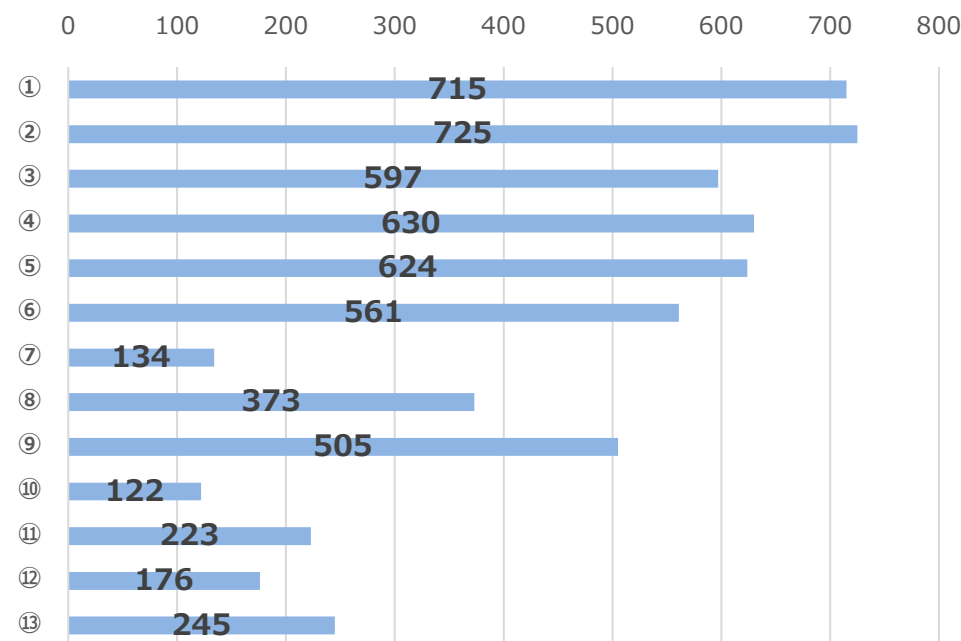
3. 低入札価格調査における調査項目

- 低入札価格調査において、「①当該価格により入札した理由」、「②入札価格の内訳書の徴収」、「③契約の履行・品質管理体制・従事する要員の状況」、「④契約期間中における他の契約請負状況」、「⑤手持機械その他固定資産の状況」等を調査項目として設けている団体が多数。

都道府県



市区町村



【凡例】

- | | | |
|--------------------------|----------------------|---|
| ① 当該価格により入札した理由 | ⑥ 過去に請け負った契約名及び発注者 | ⑪ 賃金不払いの状況 |
| ② 入札価格の内訳書の徴収 | ⑦ 経営内容（納税証明書、登記簿謄本等） | ⑫ 労務費については最低賃金や最新の建築保全業務労務単価等の関係する単価の確認 |
| ③ 契約の履行・品質管理体制・従事する要員の状況 | ⑧ 過去に請け負った契約の成績状況 | ⑬ その他 |
| ④ 契約期間中における他の契約請負状況 | ⑨ 経営状況及び信用状態 | |
| ⑤ 手持機械その他固定資産の状況 | ⑩ 取引金融機関への照会 | |

4. 制度の使い分け（低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用している場合に回答）

- **低入札価格調査制度**と**最低制限価格制度**を併用している場合、どのように制度を使い分けているかについて、「①予定価格等により使い分け」と回答した団体が多数。

都道府県

0 10 20 30 40

① 予定価格等により使い分け

35

② その他

20

市区町村

0 100 200 300 400 500 600

① 予定価格等により使い分け

524

② その他

240

※複数回答可のため
合計は一致しない

※ ① 予定価格等により使い分けの例

- ・ 予定価格が5,000万円以上の工事契約については低入札価格調査制度、予定価格が250万円以上5,000万円未満の工事契約については最低制限価格制度を活用。

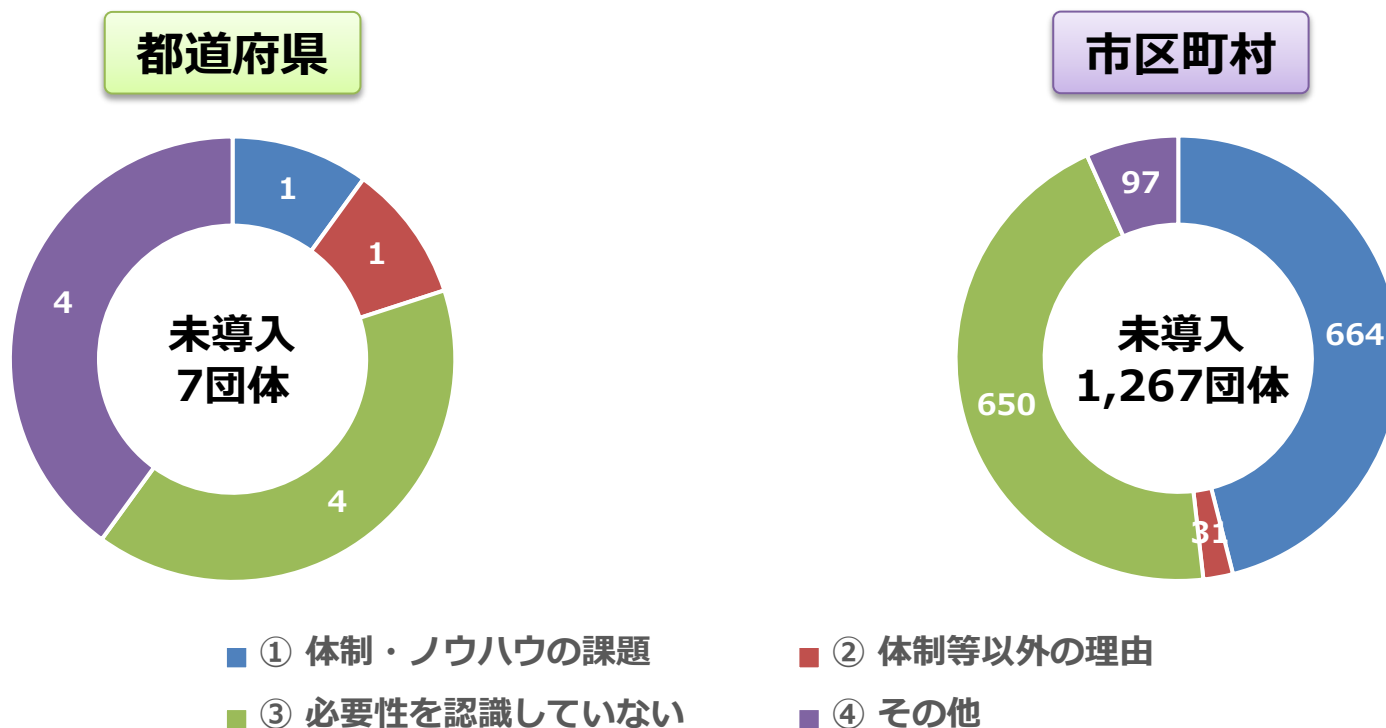
※ ② その他の例

- ・ 総合評価落札方式に付す場合は低入札価格調査制度、それ以外の場合は最低制限価格制度を活用。
- ・ 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札の場合は低入札価格調査制度、それ以外の場合は最低制限価格制度を活用。
- ・ 工事については低入札価格調査制度、労働集約型業務（清掃、警備等）については最低制限価格制度を活用。

5. 制度を導入していない理由

(工事以外の請負契約について、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していない場合に回答)

- 工事以外の請負契約について、**低入札価格調査制度**・**最低制限価格制度**を導入していない理由は、都道府県においては、「③必要性を認識していない」、「④その他」と回答した団体が多数。
- 市区町村においては、「①体制・ノウハウの課題」、「③必要性を認識していない」と回答した団体が多数。



※複数回答可のため合計は一致しない

※ ④その他の例

- ・ これまでに不当に安い価格による応札の事例がない。
- ・ 工事については参考となる中央公契連モデルがあるが、その他の請負契約については参考となる資料や情報がないため。

- 令和3年度から令和5年度に締結した契約において、契約内容を履行できず契約解除となった事例は以下のとおり。

契約内容	落札率	団体区分
学校給食調理等業務（役務契約）	49%	都道府県
健康増進施設新築工事（工事契約）	93%	市区町村
電気工作物保安管理業務（役務契約）	2%	市区町村
小学校長寿命化改良工事の設計業務（役務契約）	38%	市区町村
観光PR用ビニール袋の作成（役務契約）	66%	市区町村
市役所誘導標識の撤去・処分業務（役務契約）	59%	市区町村